

恵庭市告示第64号

指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第51条の20及び児童福祉法第24条の28の規定により、次のとおり指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所を指定したので、障害者総合支援法第51条の30及び児童福祉法第24条の37の規定により公示する。

令和6年4月25日

恵庭市長 原田



指定した事業所

申請者	名称	特定非営利活動法人 おはな
	主たる事務所の所在地	恵庭市黄金南7丁目4番地11
事業所	名称	相談室 おはな
	所在地	恵庭市黄金南7丁目4番地11
指定年月日		令和6年5月1日
事業の種類		特定相談支援事業
事業所の主たる対象者		特になし
事業所番号		0131200495

申請者	名称	特定非営利活動法人 おはな
	主たる事務所の所在地	恵庭市黄金南7丁目4番地11
事業所	名称	相談室 おはな
	所在地	恵庭市黄金南7丁目4番地11
指定年月日		令和6年5月1日
事業の種類		障害児相談支援事業
事業所の主たる対象者		特になし
事業所番号		0171200140